

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

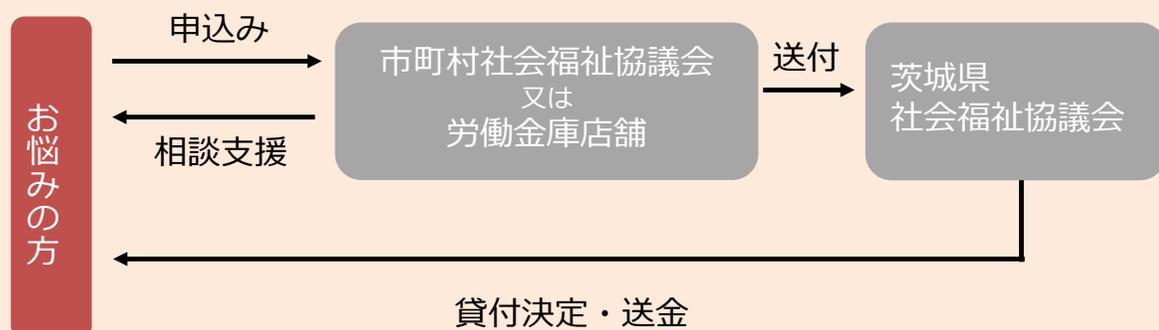
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



### <お問合せ先>

緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

電話：0120-46-1999 受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む）

お住まいの市町村の社会福祉協議会 ※別紙参照

茨城県社会福祉協議会 電話：029-244-4559

受付時間 8:30～17:15（土日・祝日含む）

## 主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
  - 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
  - 世帯員に要介護者がいるとき
  - 世帯員が4人以上いるとき
  - 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申込先

茨城県内市町村社会福祉協議会

又は

中央労働金庫

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■申込先

茨城県内市町村社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

# 市町村社会福祉協議会所在地等一覧

令和元年7月1日現在

	市町村社協名	郵便番号	所在地	建物名	建物愛称	電話番号	FAX番号
1	水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1	水戸市役所(自立相談支援室)		029-291-3941	029-297-5515
2	日立市	317-0076	日立市会瀬町4-9-13	福祉プラザ		0294-37-1122	0294-37-1124
3	土浦市	300-0036	土浦市大和町9-2	土浦市総合福祉会館	ウララ2ビル	029-822-7610	029-824-4118
4	古河市	306-0221	古河市駒羽根1501	総和福祉センター	健康の駅	0280-92-7017	0280-33-6777
5	石岡市	315-0009	石岡市大砂10527-6	ふれあいの里石岡ひまわり館		0299-22-2411	0299-22-2440
6	結城市	307-0001	結城市大字結城7473	結城市役所駅前分庁舎	しるくろーど	0296-33-0225	0296-33-1037
7	龍ヶ崎市	301-0007	龍ヶ崎市馴柴町834-1	龍ヶ崎市地域福祉会館		0297-62-5176	0297-62-5575
8	下妻市	304-0064	下妻市本城町3-13			0296-44-0142	0296-44-0559
9	常総市	303-0034	常総市水海道天満町2472			0297-23-2233	0297-23-2234
10	常陸太田市	313-0041	常陸太田市稲木町33	常陸太田市総合福祉会館		0294-73-1717	0294-72-5449
11	高萩市	318-0031	高萩市春日町3-10	高萩市総合福祉センター		0293-23-8341	0293-23-8342
12	北茨城市	319-1542	北茨城市磯原町本町2-4-16	北茨城市地域福祉交流センター		0293-42-0782	0293-42-7666
13	笠間市	309-1704	笠間市美原3-2-11	笠間市地域福祉センターともべ		0296-77-0730	0296-78-3933
14	取手市	302-0021	取手市寺田5144-3	取手市福祉交流センター		0297-72-0603	0297-73-7179
15	牛久市	300-1292	牛久市中央3-15-1	牛久市役所分庁舎		029-878-5050	029-871-0540
16	つくば市	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	つくば市大穂庁舎		029-879-5500	029-879-5501
17	ひたちなか市	312-0041	ひたちなか市西大島3-16-1	ひたちなか市総合福祉センター		029-274-3241	029-275-0606
18	鹿嶋市	314-0012	鹿嶋市平井1350-45	鹿嶋市総合福祉センター		0299-82-2621	0299-83-0242
19	潮来市	311-2421	潮来市辻765	潮来保健福祉センター		0299-63-1296	0299-63-1265
20	守谷市	302-0116	守谷市大柏954-3	いきいきプラザげんき館		0297-45-0088	0297-48-5554
21	常陸大宮市	319-2254	常陸大宮市北町388-2	常陸大宮市総合保健福祉センター	かがやき	0295-53-1125	0295-53-1275
22	那珂市	319-2102	那珂市瓜連321	那珂市役所瓜連支所分庁舎		029-229-0309	029-296-1002
23	筑西市	308-0806	筑西市小林355	筑西市総合福祉センター		0296-22-5191	0296-25-2400
24	坂東市	306-0632	坂東市辺田48	岩井福祉センター	夢積館	0297-35-4811	0297-36-2355
25	稲敷市	300-0504	稲敷市江戸崎甲1992	稲敷市江戸崎福祉センター		029-892-5711	029-892-5922
26	かすみがうら市	300-0134	かすみがうら市深谷3719-1	かすみがうら市総合コミュニケーションセンター	あじさい館	029-898-2527	029-898-3523
27	神栖市	314-0121	神栖市溝口1746-1	神栖市保健福祉会館		0299-93-0294	0299-92-8750
28	桜川市	309-1223	桜川市鍛田612	桜川市岩瀬福祉センター		0296-76-1357	0296-76-2961
29	行方市	311-3512	行方市玉造甲478-1	行方市地域包括支援センター		0299-36-2020	0299-55-4545
30	鉾田市	311-1528	鉾田市当間228	鉾田市老人福祉センター	ともえ荘	0291-32-5831	0291-32-5832
31	つくばみらい市	300-2312	つくばみらい市神生530	きらくやまふれあいの丘	すこやか福祉館	0297-57-0205	0297-57-0206
32	小美玉市	311-3436	小美玉市上玉里1122	小美玉市玉里保健福祉センター		0299-37-1551	0299-37-1552
33	茨城町	311-3131	東茨城郡茨城町小堤1037-1	茨城町総合福祉センター	ゆうゆう館	029-292-7141	029-292-3232
34	大洗町	311-1305	東茨城郡大洗町港中央26-1	大洗町健康福祉センター	ゆっくら健康館	029-266-3021	029-266-2739
35	城里町	311-4303	東茨城郡城里町石塚1428-1	城里町常北保健福祉センター		029-288-7013	029-288-7021
36	東海村	319-1112	那珂郡東海村村松2005	東海村総合福祉センター	絆	029-283-0205	029-283-4535
37	大子町	319-3526	久慈郡大子町大子722-1	大子町文化福祉会館	まいん	0295-72-2005	0295-72-1121
38	美浦村	300-0424	稲敷郡美浦村受領1546-1	美浦村デイサービスセンター		029-885-0038	029-840-4552
39	阿見町	300-0331	稲敷郡阿見町大字阿見4671-1	阿見町総合保健福祉会館	さわやかセンター	029-887-0084	029-887-9934
40	河内町	300-1331	稲敷郡河内町生板9593-1	河内町福祉センター		0297-84-2830	0297-84-4060
41	八千代町	300-3572	結城郡八千代町大字菅谷1033	八千代町保健センター		0296-49-3949	0296-49-3866
42	五霞町	306-0303	猿島郡五霞町大字江川3201	五霞町福祉センター	ひばりの里	0280-84-0765	0280-84-3887
43	境町	306-0404	猿島郡境町大字長井戸1681-1	境町社会福祉会館		0280-87-2525	0280-87-5825
44	利根町	300-1622	北相馬郡利根町大字布川2968	利根町民すこやか交流センター		0297-68-7771	0297-68-8072

茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館			029-244-4559	029-241-1434
------------	----------	------------	-----------	--	--	--------------	--------------

**生活福祉資金 借入申込にあたっての留意事項**  
**(新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付)**

1. お申し込みの前に、本書及び特例貸付のご案内のチラシをご一読いただき、内容をご理解いただいたうえでお申し込みください。
2. 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借り入れはできません。
3. 申込みは、新型コロナウイルス感染症の罹患者等であるなどやむを得ない場合を除き、原則として借り入れを希望する本人が申込手続きを行ってください。
4. 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
5. 世帯構成員の確認のため、住民票（謄本）の提出をいただきます。
6. 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。
7. 生活保護受給世帯の場合や、従前から就業していない（収入の減少がない）場合は、貸付の対象となりません。
8. 総合支援資金の貸付を申し込みされる方で、過去に生活福祉資金の借入をし、令和2年3月から過去1年の間、一度も償還のない方については、貸付対象外となります。
9. 申込受付後、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。審査結果について書面での通知は後日郵送いたします。また、貸付不承認の場合、提出された借用書とともに不承認通知書を郵送いたします。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
10. 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。お振り込みまでには、緊急小口資金および総合支援資金ともに、申込日から1週間程度かかることがありますので、ご了承ください。また、書類の不備等によりお振り込みまでにお時間を要する場合がございますが、連絡なく貸付不承認となることはございませんので、ご理解ください。
11. 貸付け後は、緊急小口資金の場合は据置期間1年以内、償還期限2年以内でのご返済、総合支援資金の場合は据置期間1年以内、償還期限10年以内でのご返済となります。ご希望により繰り上げ返済や一括返済することも可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。
12. 資金を借り受けた方は、借入期間中に住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
13. 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
14. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、お申し込みの受付をお断りする場合がありますほか、必要に応じ警察と連携して対応いたします。

## ○緊急小口資金確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

**※記入や書類に漏れがあると、貸付金の受け取りまでに再提出をお願いするなど時間を要することがございます。**

項 目	確 認 事 項	チェック		
(1) 借入申込書 借用書 重要事項説明書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込書「金額」、「署名・氏名」の記入、「押印」をした</li> <li>・ 借用書「金額」、「住所・氏名・生年月日」、「貸付金の償還」の記入、「押印」をした</li> <li>・ 重要事項説明書「記入日・住所・氏名」の記入、「押印」をした</li> <li>・ 申立書に太枠内と下段「記入日・住所・氏名」を記入、「押印」をした</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
(2) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が記載されている住民票を取得した</li> <li>※（住民票取得時に本籍地・マイナンバー表示は不要）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金通帳の金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かる部分をコピーした</li> <li>※ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の口座番号の記載のあるページをコピーしてください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
(4) 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれかの本人確認書類をコピーした                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）</li> <li>イ. パスポート</li> <li>ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）</li> <li>エ. 健康保険証</li> <li>オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
(5) 同封書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての書類が揃っている                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 借入申込書</li> <li>c. 収入減少状況に関する申立書</li> <li>e. 住民票（世帯全員/原本）</li> <li>g. 本人確認書類（コピー）</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. 借用書</li> <li>d. 重要事項説明書</li> <li>f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー）</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 借入申込書</li> <li>c. 収入減少状況に関する申立書</li> <li>e. 住民票（世帯全員/原本）</li> <li>g. 本人確認書類（コピー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>b. 借用書</li> <li>d. 重要事項説明書</li> <li>f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 借入申込書</li> <li>c. 収入減少状況に関する申立書</li> <li>e. 住民票（世帯全員/原本）</li> <li>g. 本人確認書類（コピー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>b. 借用書</li> <li>d. 重要事項説明書</li> <li>f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー）</li> </ul>			
(6) 最終確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての書類【太枠】内の記入と押印をした</li> <li>・ 上記「a」「b」「c」「d」をコピーし申込控えとした</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

●本貸付に関する問い合わせ先：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999（受付時間 9:00～21:00 土日・祝含む）

または、お住まいの市町村社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会まで

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人  
茨城県社会福祉協議会 会長 殿

- 申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。  
 ○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。  
 ○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。  
 ○私は現在、生活保護を受給していません。  
 ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。  
 ○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。  
 ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。  
 ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。  
 ○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。  
 ○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません	署名	
--------------	----	--

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和 年 月 日
-------	----------

支店/受付番号	
---------	--

申込金額	万円	据置期間 (12か月以内)	ア.12か月 イ.その他( )か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他( )か月	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
------	----	------------------	----------------------	------------------	----------------------	------	------------------------------------------------------------

借入申込者	氏名		印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日 (満 歳)
	現住所	(〒 - )		自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )				
	勤務先名称 または職業	勤務先等住所		電話 ( )				

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	フリガナ	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	フリガナ	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	フリガナ	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他 名						

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	支店名	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座名義人(カタカナ)		

借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 □今後10万円を超える資金需要があるため
-----------------------------------	--------------------------------------------

本特例貸付の利用実績; <input type="checkbox"/> ア.今回が初めての借入 <input type="checkbox"/> イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)
----------------------------------------------------------------------------------------------------------

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; <input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定
--------------------------------------------------------

※窓口記入欄 : 市区町村社協 労働金庫

緊急小口資金特例貸付  
借 用 書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。  
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿  
(借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	_____ か月 (最大 12 か月)
	償還期間	_____ か月 (最大 24 か月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

## 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

### 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029(244)4559

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029(305)7193

(茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができません。)

### 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒     —  TEL     (     )
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和    年    月    日

(借入申込者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人  
茨城県社会福祉協議会 会長 殿

申込  
○記  
○貴  
に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意  
○私は現在、生活保護を受給していません。  
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。  
○必ず自筆の署名をお願いします。  
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行って  
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。  
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署が私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。  
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。  
ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。  
イ 世帯員に要介護者がいるとき。  
世帯員にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。  
ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。  
エ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。  
オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

特に希望がなければ  
20万円以内の金額を記入してください

記入年月日 令和 年 月 日

※太枠内をご記入ください。  
この欄は担当職員が記入します。

申込金額	20 万円	据置期間 (12か月以内)	ア 12か月 イ.その他( )か月	償還期間 (24か月以内)	ア 24か月 イ.その他( )か月	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入申込者 氏名	●● イチロウ		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年 大正 昭和平成	●● 年 3月 25日 (満 40歳)	
現住所	(〒 - ) 〇〇市 ●●●●●		勤務先名称 または職業	飲食店経営		勤務先等住所	〇〇市 ★★●●●●● 電話 ●●●●●●●●●●

希望がない場合は、アを選択してください。

「据置期間」とは返済が猶予される期間です。

「償還期間」とは返済をする期間です。

希望がない場合は、月賦をチェックしてください。

借入申込者の世帯状況	氏名	関係	年齢	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1	●● イチロウ	夫	40	●● 薬局	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	●● 桃子	妻	40	●● 薬局	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	●● こころ	妻	11	★★ 小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4		夫・妻・子・父・母・その他			ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話

会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。

借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。

口座振込の場合 貸付金振込先	金融機関	●● 銀行	支店名	●● 支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 今後10万円を超える資金需要があるため					
本特例貸付の利用実績;	<input checked="" type="checkbox"/> ア.今回が初めての借入 <input type="checkbox"/> イ.すでに借入したことがある					
外国籍の方で在留期間が1年以内の方;	<input checked="" type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定					

本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、残りの額を改めて借りる場合は「イ」に☑をご記入ください。

特記事項のアからオのいずれにも該当しないが10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに☑をご記入ください。

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑をご記入ください。

緊急小口資金特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額  
をご記入ください。

借 用 金 額	20	万円
---------	----	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。  
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下  
 記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿  
 (借受人)

太枠内を自筆し、押印してくだ  
 さい。

住 所	〇〇市 ■■■●●●●		
氏 名	●● 一郎	(印)	
生年月日	大正 昭和 平成	●●年	3月 25日生

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)	
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)	
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、 <b>年利 3.0%の延滞利</b> を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となり
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となり
- ④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還  
 方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
				市区町村社協

この欄は担当職員が記入します。

**緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書**

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口を設置しております。

- (1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029 (244) 4559
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029 (305) 7193

(茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができません。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合は、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2年 ●月 ●●日 借受人 住所 ○○市■■■■●●●●  
氏名 ●● 一郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。  
※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL ●●●● (●●●●) ●●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。  
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日  
(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

## ○総合支援資金確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込書 2 か所に「氏名」記入・1 か所「押印」（太枠内）した</li> <li>・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した</li> <li>・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した</li> <li>・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した</li> <li>・ 申込書の「借入総額」と「(借入月額) × (借入月数)」の金額が一致しているか</li> <li>・ 借入月額は、単身世帯は 15 万円以内、その他の世帯は 20 万円以内となっているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票に世帯全員が記載されている</li> <li>・ 借入申込書と住所が一致している</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした</li> <li>※ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の口座番号が記載されたページをコピーしてください。</li> <li>・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4) 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれかの本人確認書類をコピーし同封した                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）</li> <li>イ. パスポート</li> <li>ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）</li> <li>エ. 健康保険証</li> <li>オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/>
(5) 同封書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての書類が揃っている                             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 借入申込書（原本）    b. 重要事項説明書（原本）    c. 借用書（原本）</li> <li>d. 収入減少状況に関する申立書（原本）</li> <li>e. 住民票（世帯全員/原本）</li> <li>f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー）</li> <li>g. 本人確認書類（コピー）</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/>
(6) 最終確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての書類【太枠】内の記入と押印をした</li> <li>・ 上記「a」「b」「c」「d」をコピーし申込控えとした</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

緊急小口資金特例貸付を受けた方は、  
借用書の写しを提出していただくことで、  
e～g の書類は省略できます。

●本貸付に関する問い合わせ先：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999（受付時間 9:00～21:00 土日・祝含む）

または、お住まいの市町村社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会まで

## 生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付借入申込書

社会福祉法人  
茨城県社会福祉協議会会長 殿

受付社協名: \_\_\_\_\_

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

◆上記内容に相違ありません 署名 \_\_\_\_\_

記入年月日 令和 年 月 日

※太枠内をご記入ください。

借入総額	円		据置期間 (12か月以内)	ア. 12か月	償還期間 (120か月以内)	ア. 120か月	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦
	借入月額	月額 _____ 円 × _____ か月 (3か月以内)		イ. その他 ( _____ か月)		イ. その他 ( _____ か月)		<input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	フリガナ 氏名	_____		印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
	フリガナ 住所	(〒 _____ ) _____				自宅電話	-	-
	勤務先名称 または職業	_____		勤務先等住所			携帯電話	-
世帯・資産の状況	フリガナ 氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名		特記事項	
	1	本人						
	フリガナ 2			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ 3			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ 4			T・S・H・R 年 月 日				
その他 名 _____								
貸付金振込先	金融機関	_____		支店名	_____		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	_____		口座名義人(カタカナ)		_____		
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入		新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減						
本特例貸付利用実績		ア. 今回がはじめての借入 イ. すでに借入したことがある (受付日: / 借入金額 円)						
小口特例貸付利用実績		ア. すでに借入している(受付日: / 借入金額 円) イ. 借入なし						
外国籍の方で在留期間が1年以内の方: <input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定								

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付  
借用書

借用金額（総額）	円
（借入月額）	円
（借入期間）	か月間

生活福祉資金福祉資金（総合支援資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

（借受人）

住 所	
借受人氏名	印
生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日生

〔借入要項〕

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	か月（最大12か月）
	償還期間	か月（最大120か月）
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

- 【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。  
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。  
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。  
④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関となります。

地区	年度	資金	貸付コード	受付番号	
		SX		市町村社協	

## 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

### 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029(244)4559

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029(305)7193

(茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

### 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	
勤務先所在地	〒 ー  TEL ( )
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	・失業等給付 ・生活保護 ・その他（ ・職業訓練受講給付金 ・年金 ）
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	（生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等）

令和 年 月 日

（借入申込者） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付借入申込書

社会福祉法人  
茨城県社会福祉協議会会長 殿

受付社協名: \_\_\_\_\_

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が貸付に必要と認める全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に提供することに同意します。
- 私は現在、自己破産の手続きをいたしません。
- 本貸付金を事業の運営に使用することはありません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付を利用していません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員に属していません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は暴力団員該当性情報の提供を求めすることに同意します。
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

**借入月額は200,000円以内(単身は150,000円以内)**

**借入月数は3か月以内**

**借入総額は「月額」×「月数」の金額となります。**

◆上記内容に相違ありません 署名 **茨城 一郎**

記入年月日 令和 **2** 年 **4** 月 **28** 日

※太枠内をご記入ください。

借入総額	<b>450,000</b> 円		据置期間 (12か月以内)	<b>ア</b> 12か月 イ.その他 ( 月 )	償還期間 (12か月以内)	<b>ア</b> 12か月 イ.その他 ( 月 )	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入月額	月額 <b>150,000</b> 円 × <b>3</b> か月 (3か月以内)							
借入申込者	氏名	<b>いばらき いちろう</b> <b>茨城 一郎</b>		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 <b>昭</b> 年 <b>●●</b> 月 <b>●●</b> 日 平成 (満 <b>◎◎</b> 歳)	
	フリガナ	<b>イバラキ イチロウ</b>		住所	<b>水戸市千波町●●●番地</b> 自宅電話 <b>029 - ●●● - ▲▲▲▲</b> 携帯電話 - -			
	勤務先名称 または職業	<b>(株) 茨城工業</b>		勤務先等住所	<b>水戸市千波町●●●番地</b> 電話 <b>029 - 000 - 0000</b>			
世帯・資産の状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項		
	1	本人						
	フリガナ			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ			T・S・H・R 年 月 日				
	その他 名							
貸付金振込先	金融機関	<b>常陽銀行</b>		支店名	<b>県庁支店</b>		預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	<b>1234567</b>		口座名義人(カタカナ)	<b>イバラキ イチロウ</b>			
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減							
本特例貸付利用実績	<b>ア</b> 今回がはじめての借入 イ.すでに借入したことがある (受付日: / 借入金額 円)							
小口特例貸付利用実績	<b>ア</b> すでに借入している (受付日: <b>4/20</b> 借入金額 <b>200,000</b> 円) イ.借入なし							
外国籍の方で在留期間が1年以内の方: <input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定								

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付  
借用書

借用金額（総額）	450,000 円
（借入月額）	150,000 円
（借入期間）	3 か月間

生活福祉資金福祉資金（総合支援資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。  
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、  
下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

（借受人）

住 所	水戸市千波町●●●番地
借受人氏名	茨城 一郎
生 年 月 日	大正 昭和 平成 ●●年 ▲▲月 ■■日生

〔借入要項〕

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月（最大12か月）
	償還期間	120 か月（最大120か月）
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

- 【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。  
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。  
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。  
④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関となります。

地区	年度	資金	貸付コード	受付番号	
		SX		市町村社協	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口を設置しております。

- (1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029 (244) 4559
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029 (305) 7193

(茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができません。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合は、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2年 ●月 ●●日 借受人 住所 ○○市■■■■●●●●  
氏名 ●● 一郎



※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。  
※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-●  TEL●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には、影響を受けた後の収入をご記入ください。  
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	・失業等給付 ・生活保護 ・その他（ ・職業訓練受講給付金 ・年金
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	（生計費と他の公的給付の金額、用途、緊急性等）

公的な給付を受けている場合  
該当するものに○をつける

現在の世帯の支出状況や公的な給付の金額を示し、特例貸付の用途や緊急性を説明すること。

令和●年 ●月 ●●日  
(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。